

# 北宋期における陰陽家の吉凶禍福説と仏教

——葬礼・挙日・土地神・祈雨をめぐって——

安 藤 智 信

## はじめ

北宋期に陰陽家の吉凶禍福説が当時の社会の各界層に相当に深くしみこみかつ大きな影響を与えていたことを知りうるにいたつたので、少しく紹介してみようとするものである。

——

まず儒教によって立つ士大夫層におけるいくつかの例からながめていくこととする。歐陽脩(一〇〇七—一〇七二)は皇祐五年(一〇五三)に潁州に葬地(すなわち帰休の地)を買ったおりに、「某、哀苦は昨のごとし。近ごろ挙んで葬

地を得たり、潁の西四十里にあり。土厚く水深し、ほぼ山水に向背に依る。その余は陰陽家の説、みな一いち法のごとくするあたわざるなり」<sup>(2)</sup>とある。合理主義にもつとも近い脩でさえも、陰陽家の説を多少なりとも気にかけているのである。また脩は易と陰陽家との関係について、「焦贊の易<sup>(3)</sup>は伝授するところなくして自ら得しものなるか。隱者の学は陰陽占察の術を専らにし、およそ陰陽占察を学ぶものはみなこれが焦氏を祖とす」とのべ、陰陽家の歴史的展開についての相当な見識を示している。脩はさらに胡宿(九九六—一〇六七)の墓誌を著わしたなかで、「公の学問は該博、かねて陰陽五行天文災異の説に通ず」<sup>(5)</sup>と記したあとにつづけて胡宿の災異説をくわしく紹介している。すなわ

ち南京（河南省商宮県）鴻慶宮の火災、慶曆六年の華北の地震、その翌年の王則の叛、皇祐五年の会靈宮の火災などに際して、陰陽五行天文の才を發揮して対策を建言した等である。伝記のあるじである胡宿の災異説がかなり権威あるものであつたとしても、脩はこれについて明確なる意見を控えていることは、陰陽家の所説の士大夫層への一定の権威をものがたつてゐるといえよう。次に婦人の例として王益の夫人で王安石の母、吳氏（九九八—一〇六三）をみると、彼女はなかなかの賢婦賢母だったらしい。王安石の友人で、文人の曾鞏の手になる墓誌に、「夫人の孝は諱を斂」とい、斂の配は黃氏なり、兩人はみな善行あり、郷里これを称えり、しかも黃氏は陰陽數術の学を喜ぶ。<sup>⑥</sup> ゆえに夫人もまたその説に通ず」と記述している。儒教の教養豊かな名流夫人も陰陽に強い関心を寄せていることがわかるし、筆者の曾鞏にもそれを称揚するがごとき口吻がうかがえることは興味深い。

ところで、陰陽家の吉凶禍福説に對して真向から非を唱えてゐるのは司馬光（一〇一九—一〇八六）である。それを「葬論」（元豐元年一〇七八正月述）にみることができる。死者的な埋葬というかなりの大事について、光は「葬」の本来的あり方に立つてみると、当時の陰陽家の吉凶禍福説と

それと提携する葬書の権威の専横がいかに固有の「葬」を破壊しているかを非難する。とともにそのような災異説を唯唯諾諾と容認する社会風潮を鋭く指摘し、みずから父と妻の「葬」の実例をさらけ出して、陰陽家の禍福説からの脱却を提言している。当時の「葬」の現実とともに陰陽家の災異説と葬書の行われる実態を知る上で恰好の史料であるから紹介しておきたい。

葬は藏なり、孝子はその親の暴露に忍びざるがゆえに斂めてこれを藏す。<sup>⑨</sup> 齋送は必ずしも厚くせず。厚きは損あって益なし。古人これを論ずること詳し。今の人葬は古よりも厚からず、しかも陰陽の禁忌に拘らばずなわちこれよりも甚し。古は宅をトし日をトすのみといえども、すなわち先ず人事の便を謀り、然る後にこれを蓍龜<sup>⑩</sup>にただし、後艱なきことをねがうのみ。常地も常日もなし。今の葬書はすなわち山川岡畠の形勢を<sup>み</sup>相て、歳月日時の支干を考へ、もつて子孫の貴賤貧富寿夭賢愚はみなこれに繋り、この地にあらず、この時にあらざれば葬すべからずとなすなりと。世をあげて惑わされてこれを信ず。

こゝにおいて親を喪<sup>うしな</sup>えるもの、往々ひさしく葬らざるものあり。これに問うにいわく、「歳月いまだ利あらず」

と。またいわく、「いまだ吉地あらざるなり」と。またいわく、「官に遠方に遊び、いまだ帰ることをえざるなり」と。またいわく、「貧にしていまだ葬具を弁ずることあたわず」と。身を終え世を累ぬるも葬らずしてついに「柩を弃失し、その処を知らざるものもあり。あゝ人をして深く歎懐せしめざるべけんや。人の貴ぶところは身後に子孫のもの、ためによくその形骸を藏するにあり。そのなすところすなわちかくの如くなれば、なんぞ子孫なく道路に死すも、なお仁者見てこれを殮<sup>うづ</sup>めるものあるがごときに若かんや。

先王は礼を制し、葬期は遠くとも七ヶ月を過ぎ<sup>①</sup>。今世の著令には王公よりしも、みな三ヶ月にして葬る。また礼にいまだ葬らざれば服を替え粥を食わず、倚廬に居りこれに哀親していまだ帰るところあらざるなり。すでに葬り、然るのち漸く変と除あり。今の人には背礼違法もていまだ葬らずして喪を除き、官に四方に従い稻を食い錦を衣て酒を飲み樂をなす、その心やすからんや。人の貴賤貧富寿夭は天に繋り賢愚は人に繋る。まことに葬に関預することなし。たといみな葬師の言の如くするも、ひとの子たるもの、まさに哀窮の際に当り何ぞその親の暴露を顧みずしてすなわちみずから福利を営まんとする

に忍びんや。

むかしわが諸祖の葬に家はなはだ貧しく棺槨を具うことあたわず。太尉公<sup>②</sup>よりしも、始めて棺槨あり、然れども金銀珠玉の物はいまだかつて錐銛<sup>すいじょう</sup>をもつて壙<sup>ほ</sup>の中に入れず。まさに太尉公を葬らんとするに族人みないわく、「葬は家の大事なればいづくんぞ陰陽に詢ねざる、これ必ず不可なり」と。わが兄の伯康これをいかんともするなし。すなわちいわく、「陰陽に詢ねることはすなわち可なり、いづくにか良き葬師を得てこれに詢ねん」と。族人いわく、「近村に張生<sup>③</sup>という良師あり。数県みなこれ用う」と。兄すなわち張生を召し、許すに錢二万をもつてせんとす。張生は野夫なるも世々葬師となる。野人の葬を為すに得るところは千錢に過ぎず。これを聞いて大に喜ぶ。兄いわく、「汝よくわが言を用うれば、われなんじをして葬せしめん。わが言を用いざれば、まさに它の師を求めん」と。張師いわく、「ただ命ぜよ、聴くに是せん」と。ここに兄みずからおのが意をもつて歳月日時および壙の浅深広狭、道路の従出するところをば処し、みな事に便なるを取り、張生をして葬書をもつてこれに縁飾して、「大吉なり」といて、もつて族人に示さしむ。族人みな悦び違異するものなし。

今わが兄は年七十九もつて卿に列し致仕す。わが年六十六、かたじけなくも侍従に備う。宗族の従仕せるもの二十有三人なり、它人の謹んで葬書を用うるも必ずしもわが家にまさらざるものを見るなり。前年わが妻死す。棺成りて斂し、裝い辨<sup>とお</sup>いて行き、壙なりて葬す。いまだかつてもつて一言も陰陽家に詢ねざるも、今までまた它なし。ゆえにわれつねに陰陽家の邪説を立てもつて衆を惑わし世の患となりしを疾む。喪家において尤も甚し、このころ、ために諫官つねに奏し天下の葬書を禁ずることを乞うも、当時の執政はもつて意となさず。今この論を著わせしは、こいねがわくは、後の子孫をして葬には必ず時をもつてし、葬具の必ずしも厚からざるを知らんと欲せばわが祖を視、葬書の信するにたらざるを知らんと欲せばわが家を視さしめんとなり。元豊七年正月日具官司馬光述ぶ。

司馬光のこの論説からすると、當時陰陽家と葬師とは合体していた実状がよくわかる。かれらによる山川岡畠、歳月日時の占察にもとづいて、葬の日時、方位、場所を定めることを怠ると、子孫の貴賤、貧富、寿夭、賢愚にわるく作用すると唱導した。これに対し司馬光は陰陽家らの占察の力によるのではなく、貴賤、貧富、寿夭は天にかかるが、

賢愚は人にかかると退け、みずから経験にもとづく実例をあげて、陰陽家、葬書、葬師の無効論を展開している。おもうに司馬光は『司馬公書儀』十巻に明かなごとく、大家族主義者<sup>(15)</sup>である。家族の上に生起する事柄として葬礼はきわめて重要な位置を占めるることはいうまでもない。そこで光としては、世間の人びとが陰陽家や葬師の言説に動かされ、葬を逡巡し、あるいはそれにことよせて葬を怠慢する風潮を儒教社会の立場から危険視している。すなわち親に対する子の至孝たる葬礼をやぶることは儒教体制の根幹をゆるがしかねぬ大問題だという認識を根柢としていることは云うまでもなかろう。

## 二

つぎに北宋期の仏教者の目に陰陽家はどのように映じていただろうか。孤山智円(九七六—一〇二二)の『閑居編』と明教契嵩(一〇〇七—一〇七二)の『鐸津文集』の中につづねてみるとこととする。いま儒教の立場から司馬光の葬礼觀をみたところであるから、それとの対比の意味からも葬に関するものから紹介していくこととする。契嵩はみずから南人<sup>(16)</sup>と称するごとく藤州譚津県(広西省)の出身で、潯陽廬山を経て終生の地と選んだ杭州靈隱寺の子坊永安精舍に居

る間に、稀有なことであると契嵩自身が驚喜する同郷の周感之という若い官員と遭遇しねんごろな交りをもつた。周感之は俸禄不充分のなかから老いたる父を遠く故郷に出かけて携えかえって同居し、よく事えた孝子であった。<sup>(17)</sup>ところがその父の死のとき、葬をどうするかをめぐって契嵩と感之の間に考え方の対立が生れた。感之は現住所の杭州で適地をもとめてそこに葬ろうという考え方に対し、嵩はその非を諱めた。その史料が「周感之員外に与う」である。

具位、某は謹しんで書を感之員外の足下に奉つらん。前日所居を過ぎんと欲せしおりの語に、「その新園、そ地はなはだ佳し、まさに先父の墳をその間に置かんとす、既に天休公と論じその人も喜べり」とありき。當時倉卒にしていまだことごとくは談ずるところとならず。晩を伺つてまた見えんとするも、事に会いて偶たま接見に暇あらず。先時この言を聞くといえどもなんじの等閑の語なりと疑うのみ。

既に尊官に聞きてはじめてなんじの果して然るを信す。これがために驚き怪しむ。数日来自処することあたわす。ああんじは忠孝のほまれあるものなり。なに故に忽然としてその守るところを離れかくのごとくせんとするや。はじめなんじはわれに説けり、「その先父は漸ぬる時、

骸骨をもつて故里に帰り賢妣と並葬せよと教えり」と。初の時なんじは拳拳然として造次にも遺訓に違わんことを懼る。なんじ、父の道を奉じて終身といえども改めずして賢い考の意を然りとすとおもえり。豈にその身をもつて封に長ぜざらんや。またなんじを生みし輩は南人たり、質直愛すべし、その封を故地となすもまたその志のみ。帰葬の志はこれ子孫の故舊を懷い本を忘れざらんことを欲せばなり。ああ賢父の志またそれ遠し。

たとい他邦の地の神靈の清淑にして、よく人をして今日これを葬らば、明日子孫をしてすなわち将相ならしめんとも、孝ある子孫のごときは、豈に肯えて父母の訓に違いて子孫のためにはからわんや。いわんや万万この効なきをや。なんじ書を読み道義を忘れず。かつて『易』の葬を謂うは、ただその厚きに過るの義を取るのみなるを思わざるか。孟子謂えらく、「孝子その親を掩うはただその形の暴露せるを見るに忍びざるのみ」と。三代に至つてはただ貴賤の僭偽と奢儉ところをあやまるとを恐るのみ。故に礼経をつくり人の喪葬に節あらんことを欲す。山川土地を求めてその親を葬るをもつて富貴の資となすを聞かず。この説をなすはすなわち陰陽家にして、みだりに禍福を張りもつて世俗を鼓動するに、世俗は富貴に

汲汲として修徳を顧ずして、紛紛然として樂しんでその説に従いその志の如くなるを望む。また惑ならざるか。なんじの賢をもて識あるものごときはよろしく出抜して、古の聖賢を追うを法となすべし。なんぞ俗とともに浮沈するを得んや。これわれなんじのために取らざるなり。聞くならく、「古に周公なるものあり、それも人の子孫なり。聖徳大業ありて天下に相たりて、万世くらぶるものなし。實にその祖宗よりして累代に徳を積みてこれを致す」と。

今なんじ、子孫のためにはからばまさに忠孝仁義を念ずべし。もしもまだ至らざるところあらば、すなわち力をつとめてこれに至れ。かの陰陽家の区々の説は奚ぞ留意するに足らん。<sup>(わかれ)</sup>某こころにもとよりなんじの節操、慷慨を好み古人の風あるを奇とす。ここに及んでおおいに虧損するところあるを懼るが故に敢えて可否に黙黙たるべからず。ますますよろしく更にこれを酌むべし。もしみずから我と見を異にするといわば、果にその志を行え。蒙敢えて知るところにあらざるなり。余は相見をまつて更に論ぜん。宣さず。

ここにみるごとく、陰陽家の吉凶禍福説への契嵩の論難の内容が、先述した司馬光のそれとなんと酷似しているこ

とだらう。占察の力によつて葬礼を行わなければ、子孫の禍福にわるく作用するという陰陽家の所説に対し、周感之のような教養ある篤学の士大夫がそれに動かされるごとき風潮を慨歎している。そしていにしえの聖賢周公旦の例をあげ、契嵩の禍福の考えを明確に表明している。周公旦でさえもともと人の子として生れたが、父祖以来の徳行をひきついで修め、かれ自身に類い稀な政績をつんだから、後世もかれを聖賢と崇める。すなわちその人その人の心がまえと力行によるのであって、周公一人の上にとどまる福であり、決して子孫に及ぼすというような陰陽家の禍福説は全く説得力を持たぬとする。葬礼は孟子のいうごとく、決して豪奢を誇らず、子としての孝の誠にもとづいて執り行えば十分だとのである。そのうえで周感之の任地抗州で父の遺骸を埋葬しようという考えに対し、契嵩は亡父の遺言通り、故郷の封川のほとりにともない帰つて、母の傍側に並葬すべきが孝子のつとめだと説くのである。ところでここで周感之にみるとときことはかれひとりにかぎつたことではなく、北宋中期の士大夫層のふるさとばなれの傾向は実に顯著であるといわれる。その原因と実態についての究明は竺沙雅章氏によつて強力にすゝめられている通りである。<sup>(2)</sup>

ついでに『閑居編』によつて「葬」についての考え方をたずねておきたい。こゝにとりあげるのは天禧三年(1019)に書いたといふ「遺嘱」<sup>(1)</sup>といふ一文から、葬に関する部分についてである。晩年(死の三年前)にあたつてみずから葬儀の行い方を門弟らに指示した内容である。従つて当時佛教者の葬儀のひとつ実践法を知るうえで意味深いが、あわせてその文中に陰陽家への智円の抱く批判も少し吐露されている。

われつねに念う。<sup>(2)</sup>没後の残身はまさに汝らにこれを中野に棄て、これを長川に流しもつて輩走鱗介の類に飲ましめよと嘱さんとすとも、まことに汝らは必ず遵つことあたわざらん。まさに嘱するに闇維<sup>(3)</sup>をもつてするも研伐せし焼所はみな塔廟に密邇してすなわち臭氣熏穢の咎あり。はじめより土葬を欲するも、また陰陽家流の吉凶に向背せるの説に惑わざるをおもんばかる。そもそもまた懇耕の地を妨げ、信施の財を費<sup>(4)</sup>はみなわが心の欲せざるところなり。すなわち預め土窟を鑿ち、陶器ひとつを藏しもつて全<sup>(5)</sup>を帰るの具となせ。わが没せしのち剃頭すべからず、澡洗すべからず、斂むに浴衣をもつてすべし。停留するを得ざれ、即時に錢もしくは衣をもつて淨人を雇い昇<sup>(6)</sup>げて窟所に送り、陶器のなかに内め、窟戸は

磚石三両重を用いこれを鑿<sup>(7)</sup>せ。俗眷および朋友門人に報ずることを得ざれ。遺書<sup>(8)</sup>を發くことを得ざれ。服を変え号咷することを得ざれ。人あるいはこれを慰め、容<sup>(9)</sup>を感み、掩泣するのみとせよ。これまた世誦を壞<sup>(10)</sup>らざればなり。衆人の錢を率いてもつて喪事に供することを得ざれ。あらゆる衣鉢什物は一毫より以上、律に準じてわかつて。……(後略)……

まことに委細をつくした門弟への指示であるといわねばならない。しかし陰陽家の言説が仏の僧徒たちのこころにもいろ濃く影を落していることを智円が憂えているところからみても、陰陽家の隔世の子孫へまでも禍福を及ぼすといふ論の普及ぶりに目をみはらされるものがある。

### 三

つぎに陰陽家の喧伝する択日すなわち良辰吉日えらびについての智円の論をみるとことにしよう。かれには択日を中心とした「択日説」<sup>(11)</sup>という小論があり、その中で陰陽家の択日説を根抵から論難している。

陰陽家流は謂う、「日の吉凶は善惡の神によつて主<sup>(12)</sup>どらる、けだし天を<sup>(13)</sup>佐<sup>(14)</sup>治を為すものなり、ゆえに凶日を犯せば必ずこれが禍に羅<sup>(15)</sup>い、吉日を択べば必ずこれに福

を貽る」と。しかるに民惑うこと久しうし、およそ改めて用事を作すに、みなその吉日を扱んで禍を去り福に就かんことを冀う。われ信ぜざるなり。それ吉凶禍福は人に繋り、日に繋らす。書にいわく、「これ上帝常ならず、善を作さばこれに百の祥を降し、不善を作さばこれに百の殃を降せり」と。果して神の天を佐け治を為すものあらば、必ずよく罪を罰して功を賞するなり。もし凶日に善をなすとも豈にその禍を速かんや、吉日に惡をなすとも豈にその福を蒙らんや、善をなして禍をまねく、これ罰は罪に当らず、惡をなして福を蒙る、これ賞は功に当らざるなり。既にして功なきものを賞し、事なきものを罰すればすなわち神すなわち天の権を弄び妄に威を作す者にして、上帝の聰明をもつて必ず地を削り爵を奪うこと久しからん。豈にかくの如くなお賞罰の柄を司るに至らんや。蚩蚩たる薄俗は忠孝を棄てて履まず、礼義に背いて修せずして、競いて吉日を扱ふは、ただその禍を免れ諂ひてその福を求めるに欲するものにして、何ぞ醉うことを悪む酒を強いるにことにならんや。王制にいわく「鬼神、時日、ト筮に仮りてもって衆を疑わすものは殺ろせ」と。説者云う、「今時、喪葬、築蓋、嫁取、ト数の文書を持ち、民をして礼に倍き制に違わしむること、

もってその害をなすこと大なり」と。ああわれ積善の家必ず余慶ありと聞くも、吉日を用いれば福を致すことを聞かず、不善を積むの家必ず余殃ありとも、凶日を用いれば禍を致すことを聞かざるなり。ゆえにいわく、「吉凶禍福は人に繋り日に繋らざるなり」と。ゆえにわれ用事には、必ず道を扱んで行い、礼を扱んで従い、友を扱んで交わり、里を扱んで処り、師を扱んで事う。名を砥ぎ節を礪いて天爵に失りながらしめんとて、日を扱ぶに与せず。

この智円の扱日否定論は激しくかつ厳しい内容ではあるが、わかりやすい文章であるから、何ら解説を附すまでもなかろう。ところで智円は「中庸子伝」下で扱日説に言及し、「福善禍淫論と扱日説を撰し、もって時俗を矯さんとする」福善禍淫論と扱日説を撰し、もって時俗を矯さんとする」とある。従つて「福善禍淫論」も併せみるべきであるが、かなりの長文であるからここでは割愛する。しかし有名な『周易』坤文の余慶余殃の「余」の概念については隔世の子孫を意味せず、積善あるいは積不善をしその本人に限定してとらえるべきという見解に立っているとみられるだけをここでは指摘しておくにとどめることとする。従つて先にみた契嵩が周公旦に言及したくだりでのべる意見と同じ方向性をもつものといえるのである。

## 四

ここまで葬礼と葬日について述べてきたが、それに陰陽家の所説が強い社会的影響力をふるつて来たことを知りえた。次に土偶すなわち土地の神と祈雨祈晴ということをみておくこととする。農耕社会にあっては土地の恩恵と水旱対策はどの時代どの地域でも緊要かつ切実であったことはいうまでもない。そして土地神は歴史上しばしば淫祀のひとつとして廃毀の対象となつたことでもわかるごとく、根強い信仰の対象とされ易かつた。また水旱の解決策として仏教の僧徒たちも参与し、その術の効果が相当みとめられていた。土地の恩と祈雨祈晴への期待ということは生活基盤に直結して実感される主題であるだけに、宋代の地域村落共同体の精神的紐帶をそこにもたせられたのであった。その詳しい事情については、金井徳幸氏の論考によつて多くの示唆を得ることができるであろう。しかもこのようない地神、祈雨信仰が流行する状況はこれまで述べてきた陰陽家の禍福説が受けられるのと共通する社会の精神風土から醸成されていることを見逃してはならない。例の二人の仏教者がこれらについて明確な意見を持つてゐるのでみてみよう。

土地神に關して智円の「土偶を撤る文」<sup>①</sup>に次のごとく云つてゐる。

民、淫祀を好むこと久し、ゆえに仲尼いわく、「淫祀は福なし」<sup>②</sup>と。また云う、「その鬼にあらざるにこれを祭るは詔なり」と。いにしえの民も果してこの弊なければすなわち聖師孔子も豈にこの誠あらんや。今の風俗はいにしえより甚しきこと万万なり。閨巷室家にその土偶を立て、土地とよぶもの、五通とよぶものあり。仏寺もまたかくのごとし。われ山を買ひ瑪瑙坡の地を得て院とし、また瑪瑙をもつて名とす。院の東の廡の下にこの三つの土偶あり、よつて命じてその二つを撤らしめ、その土地を號すくるものののみを存して、その名を易え護伽藍神という。遂に文をつくりもつてこれを告げん。

われ聞く、「聖王の祭祀を制むるや、法もて民に施すものはすなわちこれを祀り、死をもつて事を勤めるものはすなわちこれを祀り、勞をもつて国を定むるものはすなわちこれを祀り、よく大なる薦を禦ぐものはすなわちこれを祀り、よく大なる患を禦るもののはすなわち祀れ」と。

「かの日月星辰に及んでは民、瞻仰するところなり。山林川谷丘陵は民、財用を取るところなり。この族にあらざれば祀典にのせず」<sup>③</sup>と。ああそれ土偶は、法もて人

施すを聞かず、死もて事に勤めしを聞かず、勞もて國を定むるを聞かず、薦を禦ぎ患を押ることまた聞くところにあらず。既に瞻仰の列にあらず、また財用をもつて人を資くことなし。豈にその礼を乱し、愚民の祀を竊むを得んや。昔李唐の狄梁公は江淮の淫祀一千七百を廃し、留むるところはただ会稽の大禹、錢塘の子胥、姑蘇の太伯、毗陵の季札の四廟のみ。<sup>(12)</sup>われは梁公まことにこの道にしたがいて行うことと知るなり。

そもそもまた五通の名はわが釈氏に出で、天眼・天耳・他心・宿命・身如意をいう。神仙のひとみなこの五を備えても煩惱のいまだ除かざるをもつてゆえに無漏の通はずなわちあることなきなり。かわって俗はその名を竊みもつてその魍魎妖蘖を號すること、また謬りならざりしや。すなわち名あるもすでに実なし。また祀典の族にあらざればすなわちその土偶またいづくんぞ僥倖もてここにおいてするを得んや。

われまた聞く、「王は群姓のために七祀を立つ、司命といい、中霤といい、國門といい、國行といい、泰厲といい、戸といい、竈という、王みずからために七祀を立つ。諸侯は国のために五祀を立つ、司命といい、中霤といい、國門といい、國行といい、公厲という、諸侯みずからた

めに五祀を立つ。大夫は三祀を立つ、族厲といい、門といい、行という。適士は一祀を立つ、門といい、行という。庶士、庶人は一祀を立つ、或は戸を立て、或は竈を立つ<sup>(13)</sup>と。今その土偶またこれ祀るゆえんのものにあらず。然ればすなわち土地の説は中霤にあらざらんか。いわく中霤は堂室居處を主<sup>(つか)</sup>とすればすなわち或はこれに似るもの、しばらく庶人の祀には及ばず。今、民ことごとくその土地を祀るはまた礼にあらざるなり。

われまた聞く、「婦人は教令にて閨門を出ず、昼は庭に遊ばず、夜は行くに火をもつてす」と。すなわち婦人の像、神と並ぶ、いながらに事を視れば牝雞の晨<sup>(14)</sup>を司るにあらざるか、これまた教を傷り義を害うこと甚し、訓となすべからず。これをもつて觀るに婦人の像また留むべからざること明かなり。

われ釈迦の徒か、わが仏に制あり、伽藍<sup>(さだる)</sup>の地にすなわちその廟を立てて日びこれを祀り護伽藍神という。若し然ればすなわち土地の名を易えて護伽藍神となすことまた宜ならざらんや、ああわれ仏を学んでもつて心を修め、儒を学んで身を治む、豈に敢えて礼にあらざるに遵い訛りの名を用いんや、神もし靈あればそれわれを知ること必せり。……(後略)……

この引用文のあとさらに文章はつづくが紙幅に余るので割愛する。ここで智円はみずから終生の地として買い求めた瑪瑙坡には当時三つの土偶があつたが、二つの土偶は淫祀の類（引用文から察するにひとつは婦人をかたどる土偶ならん）であるから撤去したが、土地神とみられる一つの土偶のみを留め、仏世尊も護伽藍神をみとめているのを承けて、仏教徒の立場にたつて智円は残した土地神をしめす土偶を護伽藍神と改名すると表明するのである。すなわち土地の恩恵は仏教者もその存立基盤として忘るべきでないと強調するのである。<sup>(4)</sup>

つぎに祈雨等に関するひとつの見解が、契嵩の「旱を議するに對う」である。ここでは要約するのみにとどめるごととする。

山川の神に祈請することは不安に動搖する民心に對する慰撫としての一時的効果はあつても決して根本的解決に效なしことする。そして『書經』洪範の咎徵のおしえ、「王はこれ歲を、卿士は月を、師尹は日をそれぞれ省みて」公正なるまつりごとを行ふことこそが円滑な自然の摂理（歲・月・日）を享受するうえで肝要であるという立場にたつ。先にあげた金井徳幸氏の論考にみると、仏教者による祈雨の效用が当時にあつて一定の評価を得ていた風潮に対

し、このような契嵩の言辞はみずからたつ仏教者の立場さえ問わぬかね論旨といわねばならないものかも知れない。

### おわりに

契嵩にしても智円にしても陰陽家の葬礼と葬日や土地神、祈雨の諸批判を行ふ際に、これまで述べたところをみれば分る通り、その批判の論拠として、とくに仏の経説を縦横に駆使するという方法を全くといってよいほどに執っている。おもうにわが國の親鸞が『大般涅槃經』の如来性品や『般舟三昧經』の四輩品をあげて、仏教には天祠や外道の諸神への礼拝とか吉良日を見る（押日）などは全く不要とする所説を正面からうけとめ、みずから思想へと深めていることを思いあわせるとき、北宋期を代表するといつて過言でない二人の学仏者の立論方法は大きくなるようである。それならば親鸞のよつた二經を知らなかつたとはとても考えられず、むしろそれらに立脚し切つた上で、なおかつこの方法であつたとみるべきであろうと思う。

### 註

- ① 皇祐四年に母の没したこと指すと思われる。
- ② 『歐陽文忠公集』卷一四七「与知縣寺丞」
- ③ 漢の焦延寿に『易林』一六卷あり。

- ④ 『歐陽文忠公集』卷六五「伝易図序」
- ⑤ 『歐陽文忠公集』卷三四「贈太子太傅胡公墓誌」
- ⑥ 別の刊本に「善」字を作るものもある。
- ⑦ 『元豐類藁』卷四五「仁壽県太君吳氏墓誌銘」
- ⑧ 古来からの青鳥子や郭璞らの「葬経」をもととするものらしい。
- ⑨ 『礼記』檀弓上第九一章。又『孟子』滕文公の上編末章  
「蓋上世嘗有不葬其親者、其親死、則舉而委之於壑、他日過之、狐狸食之、蠅蚋姑嘬之、其親有泚、睨而不視、夫泚也、非為人泚、中心達於面目、蓋婦反糞裡而掩、掩之誠是也、則孝子仁人之掩其親、亦必有道矣」も同じ方向性をもつ。
- ⑩ 『易』繫辭の上に「探赜索引、鉤深致遠、以定天下之吉凶、成天下之亹亹者、莫大乎蓍龜」とみえる。蓍は筮し、龜はトするをいう。
- ⑪ 『礼記』の王制の第二九章に「天子七日而殯、七月而葬」とある。
- ⑫ 父の司馬池（九八〇—一〇四）は死後「司空」「太師」を贈られている。
- ⑬ 「喪」の字は「葬」の誤りか。
- ⑭ 『温国文正司馬公集』卷七一、四部叢刊本によつた。なお司馬光の著「書儀」卷三の「ト宅兆葬日」の自注にも、「葬論」と同じく陰陽家、葬書への非難がみえている。
- ⑮ 『牧野巽著作集』第三卷一三～二六頁参照。
- ⑯ 智円と契嵩については、拙稿「孤山智円と明教契嵩」（大

谷学報五五一三）、同「仏日明教契嵩伝私考」（大谷大学研究年報第二九集）を参照していただきたい。

⑰ 『鐸津文集』卷一「送周感之秘書南還舒」参照。

⑱ 『鐸津文集』卷一〇所載、大正藏經本による。

⑲ 鄭箇のあざな。その伝は『宋史』卷二九二に見ゆ。その記事によると、かなり長期間を要したと思われる錢塘湖の灌漑水利工事を行つてゐる。その杭州の知事時代に周感之や契嵩と交りが生じたらしい。

⑳ 鄭箇すなわち天休のことを指す。  
㉑ 広西の蒼梧をかすめて流れる封川のこととて、周感之の故郷を指す。

㉒ 前出の注、⑨参照。

㉓ 契嵩自身遠く父祖のねむるふるさとをあとにしてゐたため、とりわけ「孝」思想の持ち主で「孝論」三十章を著わしているほどである。近時荒木見悟氏の御労作『輔教編』（禅の語録十四）の中に「孝論」も全章訳註されている。また道端良秀氏の「仏教と儒教倫理」（サーク叢書十七）にも言及される。

㉔ 笠沙雅章著「中国仏教社会史研究」一二六～一三五頁、同論考「北宋士大夫の徒居と賈田」（史林五四一）。

㉕ 『閑居編』卷三四

㉖ この「遺嘱」を書くより二年前、天禧元年（一〇一七）にものした「また孤山の神を祭る文」（閑居編卷一七）のなかで、みずから葬地を農耕の妨げとならぬ孤山の山中に選ぶ

に至ったことを述べている。

- (27) 灌頂撰『隋天台智者大師別伝』に「誠維那曰、人命將終、聞鐘磬声、增其正念、唯長唯久、氣尽為期、云何身冷、方復響聲、世間哭泣着服、皆不應為」(T・五〇・一九六b)とみえる。智顥の流れをうける天台の智円の念頭にこの故事があつたのかも知れない。

(28) 智円の最晩年の製作と考えられる自伝「中庸子伝」の下(閑居編卷一九)においてもこの「遺囑」をさらに入念している。

『閑居編』卷二七

『尚書』商書の伊訓。

(31) わたしのよつた統藏経本の原文では「為」字とするが、現行の「十三経文」本によつて「作」字と改めた。原文では「詔」字につくるが、「詔」字の誤り。

『礼記』王制の第四四章。

『閑居編』卷一八

(35) 儒家でのこの「餘」のとらえ方は(隔世の)子孫を意味するようである。赤塚忠訖『易經』抄(中国古典文学大系一)、

本田清訖注『易』(中国古典選)など参照。

(36) 金井徳幸「宋代の村社と仏教」(仏教史学研究十八一一)、

同「宋代の村社と社神」(東洋史研究三八一)

『閑居編』卷一七

『礼記』曲礼の下、第二二章

『論語』為政第二四章

『礼記』祭法第九章

註⑩に同じ。

(42) 狄仁傑のこと。『旧唐書』卷八九、『新唐書』卷一一五に伝あり。智円は旧唐書を見ている。仁傑はあざな懷英、太原の人、睿宗のとき梁國公を追封される。記事に「(郭)翰鷹名於朝、徵為冬官侍郎、充江南巡撫使。吳楚之俗多淫祀、仁傑奏毀一千七百所、唯留夏禹、吳太伯、季札、伍員四祠」とみゆ。

『礼記』祭法の第七章。

『礼記』内則の第一二章では「火」字を「燭」字につくる。

(46) 引用をひかえて省略した部分に強調されている。

『續津文集』卷七、又、卷八「萬言書上仁宗皇帝」にも祈雨について言及がある。

(47) 『顯淨土方便化身土文類』六、末巻の冒頭参照。

(本学助教授 東洋仏教史学)